

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業要請について

福祉保健部

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症について、本県での感染者は、すべて県外での滞在歴がある方又はその接触者であり、今後とも県外との往来に起因する感染防止を徹底する必要がある。今月12日以降、新たな感染が確認されていない状況ではあるものの、県をまたいだ人の移動が懸念される大型連休を見据え、ウイルスを県内に持ち込ませない、いわば水際対策の徹底が強く求められている。

これまで本県においては、緊急事態宣言の対象地域となった後も、県内の感染状況や経済社会に与える影響等を考慮して休業要請を行わないこととしていたところであるが、九州各県における休業要請を踏まえると、県外からの来県を誘発しかねない状況に直面している。また、県内様々な団体から、休業要請について提案・要望が寄せられているところである。

このため、大型連休を前に、県をまたいだ移動を抑制し、県外からの感染を阻止する観点から、県外からの人の移動の誘因になる施設として特に留意すべき施設や、避けるべき三密（密閉、密集、密接）につながる施設を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行うこととする。

2 対象

- (1) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー等の遊興施設等
- (2) マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技施設

3 期間

令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）まで

4 備考

休業要請の対象施設には協力金を支給する方向で検討中

（協力金の詳細は、令和2年4月27日（月）に開催する新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて発表の予定）